

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（時間外勤務代休時間）</p> <p>第8条の4 任命権者は、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）第12条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、<u>規則</u>で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（<u>第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日</u>を除く。）をいう。）を指定することができる。</p>	<p>（休日の代休日）</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、<u>規則</u>の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（<u>休日</u>を除く。）をいう。）を指定することができる。</p>

<p>(介護休暇)</p> <p>第15条</p> <p>3 介護休暇については、<u>給与条例</u>第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例</u>第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条</p> <p>3 介護休暇については、<u>春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）</u>第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例</u>第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>
---	--

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。